

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 藤村 元彦 様 あて名 〒104-0045 日本国東京都中央区築地4丁目1番1号 東劇ビル 藤村合同特許事務所	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 05.06.2007	

出願人又は代理人 の書類記号 PPN07063PCT	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
-------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2007/059029	国際出願日 (日.月.年) 26.04.2007	優先日 (日.月.年) 09.05.2006
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06T7/20(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 パイオニア株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 29.05.2007

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新井 則和 電話番号 03-3581-1101 内線 3531	5H	8937
--	--	----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式 PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。

請求の範囲 1-23 に係る発明の共通の事項は、「映像信号をフレーム毎に画素単位又はブロック単位で・・・・・・レベルを算出」「・・・・・・レベルの算出値を 2 値化」「出力値が同一値をとった画素又はブロック間で隣接した連続的な領域を検出」「所定の面積以上の領域を大領域として抽出」「大領域における面積比、形状及び位置の少なくとも 1 に基づいてその大領域を遮蔽物部分として判定する」である。

しかしながら、調査の結果、この構成は、JP 7-65173 A（沖電気工業株式会社）1995.03.10、全文、全図（ファミリーなし）に開示されているから、新規でないことが明らかとなった。

結果として、上記の構成は先行技術の域を出ないから、PCT 規則 13.2 の第 2 文の意味において、この共通事項は特別な技術的特徴ではない。

それ故、請求の範囲 1-23 に係る発明全てに共通の事項はない。

PCT 規則 13.2 の第 2 文の意味において特別な技術的特徴と考えられる他の共通の事項は存在しないので、それらの相違する発明の間に PCT 規則 13 の意味における技術的な関連を見いだすことはできない。

よって、請求の範囲 1-23 に係る発明は発明の単一性の要件を満たしていないことが明らかである。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求の範囲 _____ に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	<u>2-19, 21, 23</u>	有
	請求の範囲	<u>1, 20, 22</u>	無
進歩性 (I S)	請求の範囲	<u>2, 5, 6, 8-19, 21, 23</u>	有
	請求の範囲	<u>1, 3, 4, 7, 20, 22</u>	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲	<u>1-23</u>	有
	請求の範囲	<u></u>	無

2. 文献及び説明

文献1: JP 7-65173 A (沖電気工業株式会社) 1995. 03. 10, 全文、全図 (ファミリーなし)
 文献2: JP 11-316843 A (ゼロックス コーポレーション) 1999. 11. 16, 段落 0054-段落 0055 & US 6175650 B1
 文献3: JP 2004-110542 A (株式会社東芝) 2004. 04. 08, 段落 0034 (ファミリーなし)

請求の範囲 1, 20, 22 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性を有さない。請求の範囲 1, 20, 22 に記載された発明は、文献1に開示されている。

請求の範囲 3, 4, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。文献2により教示されたDC Tという構成、文献3により教示された前後のフレム区間を物体が存在するとする構成を、文献1の装置・方法に採用することは当業者にとって容易である。また、請求の範囲4のラベリング処理は周知の技術にすぎない。

請求の範囲 2, 5, 6, 8-19, 21, 23 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 2 には、どのような値と「垂直方向の最高周波数成分」との「パワー比」を求めるのか記載されておらず不明りょうである。

請求の範囲 3, 10 の「……請求項 1 記載の……」「……請求項 8 記載の……」という記載は、それぞれ「……請求項 2 記載の……」「……請求項 9 記載の……」と思われる。

請求の範囲 6, 13 の「前記所定の条件」という記載が、請求項 1 あるいは 8 のどの構成を指しているのか不明りょうである。

請求の範囲 8, 15, 21, 23 には「ぼけレベル」の算出方法が記載されておらず、当該「ぼけレベル」がどのような値なのか不明りょうである。